令和３年３月15日

**（派遣元）**

　△△△△株式会社　御中

**（派遣先）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社△△△△

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名○○○○

**派遣受入期間制限抵触日通知**

この度、派遣の受入を予定している事業所は、派遣受入期間に制限がありますので、労働者派遣法第26条第４項に基づき、下記のとおり派遣受入期間制限に抵触する最初の日を通知します。

記

**１．　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

　　　　株式会社　△△△△　広島支店

**２．　派遣受入期間制限抵触日**

　　　令和５年４月１日

**派遣受入開始日**

　 （ 令和２年４月１日 ）

令和３年７月１日

過半数労働者代表

　広島支店　○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社△△△△

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広島支店長　○○○○○

**派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書　見本**

当事業所において現在派遣労働者を受け入れているところですが、派遣可能期間を延長して労働者派遣の役務の提供を受けることについて、労働者派遣法第40条の２第４項により、下記のとおり意見を求めます。

記

**１．　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

　　　　株式会社　△△△△　広島支店

**２．　延長しようとする派遣期間**

　　　　令和３年10月１日～令和６年９月30日（延長できる期間は最大３年間まで）

**３．　当事業所における派遣労働者の受入れ状況**平成30年10月１日～令和３年６月末までの状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受入部署 | 派遣労働者の受入期間 | 派遣労働者数の推移 | 正社員数の推移 |
| 営業課 | H30.10.1～R1.9.30R1.10.1～R2.9.30R2.10.1～R3.6.30 | 　 　２名　 １名１名 | ５名４名４名 |
| 総務課 | R1. 4.1～R1.9.30R1.10.1～R2.3.31R2. 4.1～R3.6.30 | 　 　１名　 １名１名 | ３名３名３名 |

（注）上記の表は一例であり、意見聴取の実効性が高まるような資料を提供することが望ましい。

**４．　回答期日**

　　　本通知に対する意見については、令和３年８月31日までに当職あて提出願います。

なお、期限までに回答がない場合は、意見がないものとみなします。

令和３年８月20日

広島支店長

○○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　過半数労働者代表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広島支店○○○○

意　　見　　書

令和３年７月１日付け、「派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書」

により求められた意見については、以下のとおりです。

☑　派遣可能期間の延長については異議がありません。

□　派遣可能期間の延長については異議があります。

　　　　　理由

**派遣可能期間の延長に係る労働者への周知**

　令和３年８月20日付け、「意見書」により聴取した意見に関する事項については下記の通りです。【労働者派遣法施行規則第33条の３第４項】

記

**１．　意見を聴いた過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名**

　　　　過半数労働者代表　○ ○ ○ ○

 (選出方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

**２．　過半数労働組合又は過半数労働者代表に通知した日及び通知した事項**

1. 通知した日

　令和３年７月１日

1. 通知した事項

　　➀ 派遣可能期間を延長しようとする事業所

　　　 株式会社　△△△△　広島支店

② 延長しようとする期間

　　　 令和３年10月１日～令和６年９月30日

③ 当事業所における派遣労働者の受入れ状況

　　　 平成30年10月１日～令和３年６月末までの状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受入部署 | 派遣労働者の受入期間 | 派遣労働者数の推移 | 正社員数の推移 |
| 営業課 | H30.10.1～R1.9.30R1.10.1～R2.9.30R2.10.1～R3.6.30 | 　 　２名　 １名１名 | ５名４名４名 |
| 総務課 | R1. 4.1～R1.9.30R1.10.1～R2.3.31R2. 4.1～R3.6.30 | 　 　１名　 １名１名 | ３名３名３名 |

**３．　過半数労働者代表から意見を聴いた日及び当該意見の内容**

1. 意見を聴いた日

　令和３年８月20日

1. 意見の内容

　　　 派遣可能期間の延長について異議はありません

　　　　　（異議があった場合はその内容を記載）

令和３年９月10日

**（派遣元）**

　△△△△株式会社　御中

**（派遣先）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社△△△△

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名○○○○

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

労働者派遣法第40条の２第７項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という）を通知します。

記

**１．　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

　　　　株式会社　△△△△　広島支店

**２．　上記事業所の延長後の抵触日**

　　　令和６年10月１日